

申告書の書きかた

A 所得金額

◎ 同じ種類の所得が数多くある場合は合計額を書き、別に所得の内訳をつけてください。

営業等……卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、運輸業、修理業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得です。

農業……農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が経営する家畜、家きんの飼育やわら工品、その他これらに類するもの酪農品の生産などから生ずる所得です。

利子……日本国外の銀行等に預けた預金の利子、外国市場・ユーロ市場において発行された債券のうち、指定証券会社に設けられる「外貨証券取引口座」を通じないで受けとられる利子、東京市場で発行される債券のうち、世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行等により発行されたものの利子。

配当……株式配当、出資配当、投信分配、剰余金分配などです。
※ 必要経費……株式出資又は証券投資信託の受益証券を買うための負債利子に限られます。（この場合借入先の証明書を添付してください。）

不動産……貸家、貸事務所、貸室、アパート、貸地、借地権設定などから生ずる所得です。
……年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金利子、郵便年金、生命保険年金などの所得です。

◎ 公的年金等控除額……次の表に示すとおりです。

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額（A）	公的年金控除額
65歳以上の者 (S30.1.1以前出生)	330万円以下	120万円
	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37.5万円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78.5万円
	770万円超	(A) × 5% + 155.5万円
65歳未満の者	130万円以下	70万円
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37.5万円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78.5万円
	770万円超	(A) × 5% + 155.5万円

給与……俸給、給与賃金、歳費、賞与などの所得です。源泉徴収票を添付してください。

◎ 給与所得控除額の速算式は、

給与所得の収入金額が
I. 161万9千円未満の場合……………65万円
II. 161万9千円以上162万円未満の場合 ……給与の収入金額×40% + 2400円
III. 162万円以上162万2千円未満の場合 ……給与の収入金額×40% + 2000円
IV. 162万2千円以上162万4千円未満の場合…給与の収入金額×40% + 1200円
V. 162万4千円以上162万8千円未満の場合…給与の収入金額×40% + 400円
VI. 162万8千円以上180万円未満の場合 ……給与の収入金額×40%
VII. 180万円以上360万円未満の場合……………給与の収入金額×30% + 18万円
VIII. 360万円以上660万円未満の場合……………給与の収入金額×20% + 54万円
IX. 660万円以上1,000万円未満の場合……………給与の収入金額×10% + 120万円
X. 1,000万円以上の場合 ……………220万円

※各欄の } 「所得の生ずる場所」…所得の生ずる住所（所在場所）氏名（名称）を書いてください。
「収入金額」…手取額ではなく必要経費（諸雑費源泉徴収税額）等を差引かない前の金額を書いてください。
「必要経費」…収入をあげるために支払った経費の合計額（修繕費、仕入、固定資産税、利子、保険料、償却費など）を書いてください。

譲渡……田、畑、宅地、借地権等を他人に譲った場合に生ずる所得です。（売買契約書等必要書類を見せていただくことがあります。）

◎ 譲渡所得のある方は係員におたずねください。

一時……賞金、懸賞当せん金、競輪、競馬の払戻金、生命保険金などの所得です。

計……各所得金額の合計額を書いてください。

山林……山林を伐採したり、立木のままで譲渡することによる所得です。（ただし、山林を取得して5年以内に転売した時は「雑」又は「事業」所得となります。）

◎ 山林所得特別控除額は50万円です。

退職……一時恩給や退職金のことです。（特別徴収の方法で源泉徴収された方は申告する必要はありません。）

◎ 退職所得控除額等については係員におたずねください。

事業専従者控除額……一般白色申告で事業専従者控除をされる方は事業専従者の氏名、控除額を書いてください。

◎ 事業専従者とは…生計を一にしている配偶者や15才以上の親族で一年を通じて6ヵ月をこえる期間事業に従事した期間がある方で、扶養控除と事業専従者控除とのどちらでも有利な方で申告できます。事業専従者控除で申告する場合は次の計算で事業専従者1人につきどちらか低い方の金額が収入金額から控除されます。

- I 500,000円(配偶者は860,000円) ……事業専従者控除額が500,000円(配偶者は860,000円)以上の場合
- II (事業所得 + 不動産所得 + 山林所得) ÷ (事業専従者の数 + 1)

B 所得から差引かれる金額（所得控除）

社会保険料控除……支払金額の全額

あなたやあなたと生計を一にする配偶者又は扶養親族が負担することになっている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの社会保険料で、あなたが支払った保険料がある場合に書いてください。

◎ 国民年金保険料については、保険料を支払ったことを証明する書類を添付してください。

生命保険料控除……支払保険料の合計額が

支払った保険料の区分	支払ったそれぞれの保険料の金額	生命保険料控除額
旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	15,000円以下	支払った保険料の全額
①旧生命保険料	15,001円から40,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 7,500円
②旧個人年金保険料	40,001円から70,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 17,500円
	70,001円以上	一律に35,000円
新契約：平成24年1月1日以降に締結した保険契約等	12,000円以下	支払った保険料の全額
①新生命保険料	12,001円から32,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 6,000円
②新個人年金保険料	32,001円から56,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 14,000円
③介護医療保険料	56,001円以上	一律に28,000円
①支払った一般生命保険料について求めた金額 + ②支払った個人年金保険料について求めた金額 + ③支払った介護医療保険料について求めた金額 ※合計控除限度額70,000円		

※平成23年12月31日以前と平成24年1月1日以降両方の保険契約がある方については税務課へご相談ください。

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者や親族を受取人とする生命保険契約について、あなたが支払った保険料（契約者配当金を差引いた残りの金額）がある場合に書いてください。

◎ 旧生命保険料の年間支払い額が9,000円以下の場合は添付は不要です。

小規模企業共済等……あなたが小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金と心身障害者扶養共済掛金の合計額を書いてください。

地震保険料控除……支払った保険料の合計額が

保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額
①地震保険料	50,000円以下	支払った保険料×1/2
	50,001円以上	25,000円
②旧長期損害保険料 (経過措置に係る分)	5,000円以下	支払った保険料の金額
	5,001円～15,000円以下	支払った保険料×1/2 + 2,500円
	15,001円以上	10,000円
①と②の両方がある場合		
①と②の控除額合計が25,000円以下		①と②の控除額合計
①と②の控除額合計が25,001円以上		25,000円

あなたが支払った地震保険料（契約者配当金を差引いた残りの金額）がある場合に書いてください。
※平成20年度から、地震保険料の創設に伴い、従来の火災保険・傷害保険等に対する損害保険料控除は廃止となりました。ただし、経過措置として、平成18年末までに結んだ保険期間10年以上で満期払戻金のある長期損害保険契約に係る保険料については、従前の長期損害保険料控除が適用されます。（注）一の契約に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択によりいずれか一方の控除を受けることになります。

配偶者控除……あなたの配偶者で前年中の合計所得が38万円以下の方について書いてください。控除額は合計所得金額によって異なります。あなたの合計所得金額が

合計所得金額	控除額(S25.1.2以降出生の配偶者)	控除額(S25.1.1以前出生の配偶者)
900万円以下	330,000 円	380,000 円
900万円超950万円以下	220,000	260,000
950万円超1,000万円以下	110,000	130,000
1,000万円超	0	0

配偶者特別控除……あなたが生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族とされる者、青色専従者、白色専従者を除く）を有し、前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合、次に掲げるその合計所得金額に応じ、控除額等を書いてください。（合計所得金額が38万円以下の配偶者には、この控除の適用はありません。）

		あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	38万円超 90万円以下	330,000 円	220,000 円	110,000 円
	90万円超 95万円以下	310,000	210,000	110,000
	95万円超 100万円以下	260,000	180,000	90,000
	100万円超 105万円以下	210,000	140,000	70,000
	105万円超 110万円以下	160,000	110,000	60,000
	110万円超 115万円以下	110,000	80,000	40,000
	115万円超 120万円以下	60,000	40,000	20,000
	120万円超 123万円以下	30,000	20,000	10,000
	123万円超	0	0	0

扶養控除……扶養親族1人につき33万円（平成16年1月2日以降出生の方は対象外）ただし、特定扶養親族（扶養親族のうち平成9年1月2日以降 平成13年1月1日以前出生の方）1人につき45万円、老人扶養親族（扶養親族のうち昭和25年1月1日以前出生の方）1人につき38万円、同居老親等扶養親族1人につき45万円、あなたの扶養親族で生計を一にする親族について氏名、続柄を書いてください。

◎ 同居老親等扶養親族には氏名を○で囲んでください。

基礎控除……33万円 書く必要がありません。

障害者控除……控除額は1人につき、26万円（特別障害者については30万円、同居特別障害者については53万円）あなた又はあなたの扶養親族が身体障害者、知的障害者又は心神喪失の常況にある者、いつも病床について、複雑な看護を受けなければならない者であるとき、本人の場合には「障害者」を○で囲んでいたとき扶養親族の場合は氏名、続柄を書いてください。

令和2年度分 市民税の申告について

別紙申告書は令和2年度分の市民税および県民税の課税の資料となるものですから、次のことがらをよくお読みになって申告期限（**3月16日**）までに必ずご提出ください。なお、記入のしかた、その他のことでおわかりにならないときは、ご遠慮なく税務課にお尋ねください。

1 申告しなければならない人は

- 令和2年1月1日現在当該市町村に住んでいた人で令和元年（平成31年）分の所得税の確定申告をしなくてもよい方で、農業や商工業を営む人、貸家、貸地などの各種所得のある人。
 - 給与所得者で給与所得以外に①のような所得があるとき。
 - 給与所得者で給与所得以外には所得がなくても勤め先が「給与支払報告書」を提出しないとき。（給与から市町村・県民税を天引きされていない人）
 - 所得税の源泉徴収の適用をうけない日雇いの勤労者又は家事手伝いであるとき。
 - 障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、雑損控除、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの所得控除（所得から差引く金額）の適用をうけようとするとき。
- 所得税では普通の場合給与所得者については①の給与所得以外の所得が20万円以下のときや退職所得については確定申告をしなくてもよいが、市町村民税・県民税については申告しなければならないので御注意ください。

2 申告しないと不利になる場合も…

申告しなければならない人が、

- 申告書を提出しなかったとき
- 申告期限を過ぎて提出したとき
- 申告書に必要な記載がしなかったときは、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの所得控除や配当控除、寄附金控除の税額控除（税金から差引く金額）の適用をうけられず、そのまま税金を計算されますので、お忘れなく申告してください。

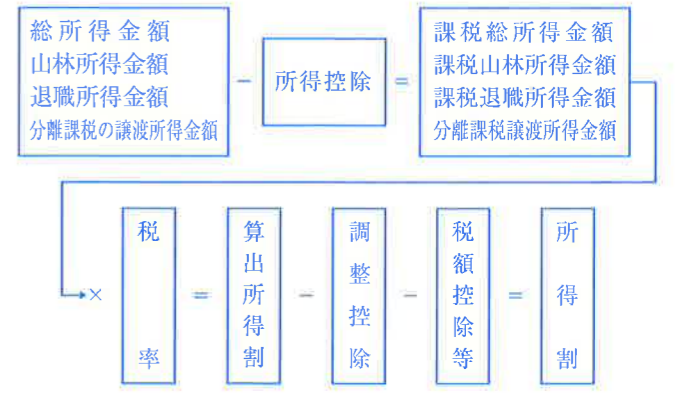
3 申告書に添付する書類は

裏面の「申告書の書きかた」に示した事項にあてはまるときは、それぞれ証明書、明細書又は申告書をご提出願ったり、添付していただくかねばなりませんから早めにご準備ください。

4 市・県民税は、どのように計算されるか

市・県民税の税額は、すべて市で計算します。

- 税金の内容**は……市民税、県民税いずれも均等割と所得割の合計額です。
- 均等割**は……市民税年3,500円、県民税年2,000円で合わせて5,500円の定額です。
- 所得割**は……市民税、県民税とも前年中の所得に応じて次の算式で計算されます。



- 課税総所得金額、課税山林所得、分離課税譲渡所得金額、課税退職所得金額にそれぞれ別々に税率をかけて計算します。
- ④ **税率**は…次の表に示すとおりです。

税の区分	税率
市民税	6%
県民税	4%

- 分離課税譲渡所得に係る税率は異なりますから税務課にお尋ねください。
- ⑤ **調整控除**とは……税源移譲に伴う、個人住民税と所得税の人的控除の差による負担増を抑えるための控除です。

調整控除の算出方法

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下の者	①と②のいずれか小さい額の5% (県2%・市3%) ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
200万円超の者	①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円)の5% (県2%・市3%) ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額-200万円

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されています。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

- **寡婦控除**……控除額26万円
(一般) あなたが夫と死別、離別又は夫が生死不明であって、あなたに扶養親族や生計を一にしている38万円以下の所得しかない子がある場合又は、夫と死別又は夫が生死不明で前年の合計所得金額が500万円以下のとき「寡婦・一般」を○で囲んでください。
- **寡婦控除**……控除額30万円
(特別) あなたが夫と死別、離別又は夫が生死不明であって、あなたに扶養親族の子が有り、かつ前年の合計所得金額が500万円以下のとき「寡婦・特別」を○で囲んでください。
- **寡夫控除**……控除額26万円
妻と死別、離別又は妻が生死不明であって、合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者、扶養親族とされない者に限る）があり合計所得金額が500万円以下である場合、「寡夫」を○で囲んでください。
- **勤労学生控除**……控除額26万円
あなたが勤労学生であって、自分の勤労による所得以外の所得が10万円をこえず、かつ、合計所得金額が65万円をこえないとき「勤労学生」を○で囲み学校名を書いてください。
- **雑損控除**……「差引損失額－(総所得金額等の金額)×10%」と「差引損失額のうち災害関連支出の金額－50,000円」のいずれか多い金額
あなたや、あなたと生計を一にする配偶者又は扶養親族が災害などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に書いてください。
 - 警察などの証明書（被害額）を添付してください。
「損害の原因」…震災、風水害、雪害、火災、盗難、横領など。
「損害を受けた資産の種類」…住宅、家財、衣類、現金など。
「損害金額」…損害を受けた時の時価で書いてください。なお、損害に関連した附随費用も含まれます。
「保険金等で補てんされる金額」…損害について支払を受ける損害保険や損害賠償金などの金額。
- **医療費控除**……差引負担額－(100,000円又は総所得金額等の金額×5%のいずれか少ない金額) 最高200万円
あなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のために医療費を支払った場合に書いてください。
 - 「保険金等で補てんされる金額」……社会保険等により補てんされる医療費、分べん費等の金額。
 - この控除を受ける場合には控除に関する明細書（医療費の支払明細書）を添付してください。
適切な健康管理の下でセルフメディケーションによる医療用医薬品からの代替えを進めるため、市県民税について、平成30年度課税分（平成29年分所得）から、所得控除に医療費控除の特例が追加されました。（所得税においても同様の特例制度が追加されています。）
以下の1から5のいずれかを受けている方が、平成29年1月1日から令和3年12月31日までに「スイッチOTC薬(※)」を年間12,000円を超えて購入した場合は、その支払った購入費用（年間10万円を限度）のうち、12,000円を超える部分の額を所得控除できるものです。
1. 特定健康診査(いわゆるメタボ健診) 2. 予防接種 3. 定期健康診断(事業主健診) 4. 健康診査(いわゆる人間ドックなど) 5. がん検診
申請にあたっては上記検診などを受けたことがわかる書類、医療費の支払明細書を添付してください。(令和2年度の住民税申告までは従来の領収証の添付等で申告することも可能です。)
※現行の医療費控除の制度と両方の適用を受けることはできません。どちらかを選択してください。
(※) 対象品目については厚生労働省のホームページで公表されています。

C 税金から差引かれる金額（税額控除）

配当控除……あなたに「配当所得」があるときは、別紙申告書の配当欄の所得額を次のように区分してそれぞれについて計算した金額の合計額を控除します。

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券 投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
証券 投資信託等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

- **寄附金控除**……「都道府県、市区町村分（指定対象分）」
都道府県、市区町村又は特別区のうち、ふるさと納税対象の団体に寄附を行った場合に書いてください。
「都道府県、市区町村分（指定対象外分）」
都道府県、市区町村又は特別区のうち、ふるさと納税対象外の団体に寄附を行った場合に書いてください。
※ふるさと納税対象団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイトを参照してください。
「住所地の共同募金会、日赤支部分」
あなたの所在地の都道府県共同募金会又は日本赤十字の支部に対して寄附を行った場合に書いてください。
「条例指定分 都道府県・市区町村」
あなたの所在地の都道府県・市区町村が条例で定める法人又は団体に対して寄附を行った場合に書いてください。
ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。
※寄附金控除を受けるためには、領収書等を添付してください。

D 申告の必要のない人へお願い

前年中に所得のなかった人は、申告がないと、申告義務のない人か、所得はあるが申告をおこなっている人か、区別ができませんので、申告書用紙の送付を受けた人は、必ず所要事項を記入して申告書を提出してください。

※この「申告書の書きかた」は、税法の改正により内容の一部が変更される場合があります。